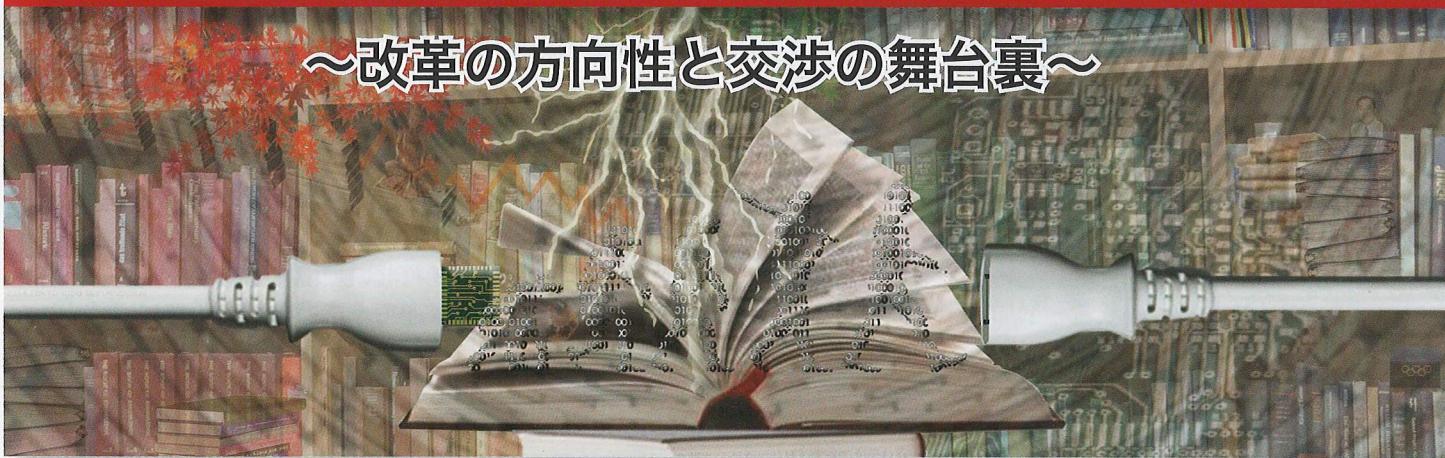


生き残るために柔整改革!

～改革の方向性と交渉の舞台裏～



いま、柔道整復業界に、これまで誰も経験したことのないほど強烈な突風が吹きつけている。国民の生命と健康に関わる社会保障制度改革の嵐は、医療費・介護費を含めると 70 兆円を越えるとの試算がされる 2025 年までに、5 兆円規模の削減目標を掲げたとの報道がされはじめた。そして、昨年末に成立したプログラム法の流れにのり、今後 2~3 年のうちに日本の社会保障のカタチは間違いなく一変する。この激しい改革の渦に、我が柔整業界が飲み込まれる可能性は決して少なくない。

しかし、これまでの柔整業界は、いつも一方的に外部から指摘されるまま、それに反論すらできない状態を繰り返してきた。平成 21 年の行政刷新会議・事業仕分けで「国民医療費の伸び率をも上回る柔整療養費」「不正の疑念を拭えない」等といった衝撃的なフレーズで糾弾された、あの明らかに誤ったデータが国中に流された結果、3 年後（平成 24 年度）に業界が受けた影響が約 100 億円の減収となったことが、先日の厚労省発表で明らかになった。そして、それから既に 2 年が経過している。今年の統計値が発表になるのは更に 2 年後になるが、その時が来てから「あの時に改革すべきだった」と気付いても正に「後の祭り」である。事が済んでしまってからでは何の意味もない。このまま「ただ言われるがままの業界」を今後も続けたら、事業仕分け同様、外部から指摘されたことの真偽を検証することすらできずに、自らの潔癖を示すことなく黒いレッテルを貼られ、ただ我々柔道整復師は路頭に迷うことになる。壁にぶつかると、何もせずにすぐに諦めてしまう業界はもう終わりにしなければならない。他人事と見て見ぬ振りをしていたら、見えてくる景色は確実に色を失う。そして、我々柔道整復師がこの危機を乗り切るために、改善し実現しなければならない切実な問題を確かに抱えている。自分だけの理論を振りかざしていたのでは、もう業界を支える「制度」はとてももたない。協定も契約もない。たとえ痛みを伴うことになろうとも、何らかの新たな方法を探し出し、何としても行政を動かして、生き残りをかけた改革の道を進むしか残された方法はない。

厚労省は、後期高齢者医療制度の負担軽減特例措置を段階的に見直す等の内容を含めた医療保険制度改革案の公表を急遽中止した。どうやら、12 月の衆議院解散・

総選挙は現実のものになるようだ。昨今、柔整改革への業界の対応については、各方面でこれまでにない交渉の進展を確認しており、9 月の内閣改造による担当替えへの対応も順調だ。急遽ここで生じる時間的な猶予を無駄にすることなく有効に使うため、業界として、全ての柔道整復師に向けて今後の柔整改革の真意を深く啓発し、是非とも連携を大きく前進させたいと考えている。

■ 指摘された 7 つの問題点とその対応

① 「柔整療養費の伸び率が国民医療費を上回る」

これが問題となつたのは、その集計方法を変更（一部負担額を除いた表示 → 総請求額表示）したことに原因があった。厚労省は、後に発表値を平成 16 年まで遡って、過去約 5 年分を修正している。つまり、事業仕分けが行われた平成 21 年の時点で、柔整療養費全体の伸び率は国民医療費の伸び率を遥かに下回っていたことは既に確認済みあり、「伸び率」についての厚労省の指摘は完全に誤りであった。そして、現在では柔整療養費全体の額面も急激に下落傾向となつた事実が見えている。

② 「平均請求部位数の地域格差」

これは、3 部位請求が全請求中に占める割合の地域格差が問題視されたのであって、「部位別請求」が認められている柔整施術の部位数自体が問題だった訳ではない。こうしたイメージ先行による混同と巧妙な問題点の摺り換えからは、業界を改善すべきポイントは見出せない。しかし、各保険請求データから見た時、「地域格差」自体は確かに存在する。そして、その格差については、他の医療関係職種（医師＜整形外科医＞・鍼灸・あんま・マッサージ等）とも比較し、指摘されたような地域格差が本当に柔整業界だけに見られる特性なのか、それとも他職種にも共通する日本全体の風土的地域差なのかを解明する必要がある。ところが、医科をはじめ、それぞれの請求方式が異なる他の職種には、請求内容に「部位別」という概念そのものが確認できない。この指摘をクリアするには、今後も調査とデータ収集が必要である。

③「資格者急増」&④「学校乱立」

学校が増えれば学生も増え、国家試験受験者数が増加するのは当然のこと。そして、本来の目的が「落とすこと」ではなく、「基準を満たしていれば「合格させること」にある国家試験の合格者は、その道理からすれば間違いない自然増加する。平成25年の国家試験を受験した学生が所属していた養成校・大学の合計数は105校。平成10年の養成校設置基準の緩和後15年の間に、学校数は14校から105校(7.5倍)に、定員数は1,050名から8,425名(約8倍)へと、それぞれ増加している。今後、国が求める「柔整療養費の増加に歯止めをかける」ためには、増え過ぎた養成校への対応が最も効果的かつ近道だと思われる。しかし、養成校・大学は、業界全体の入口にあたり、業界を担う将来の人材を育てる大切な部分でありながら、学校協会にすら属さない企業体という、単純に営利を目的とした存在である。つまり、いくらカリキュラムの見直しや、学制改革(4年制)を業界側が要望しても、学校経営者の利益減になるような方向性に彼らが同意する筈もない。そこで、学校側への直接的なアプローチだけでなく、自主的に確立した現在の「卒後研修」と結び付け、国家資格の取得後すぐに開業はできても、そのままでは保険取り扱いができないような、何らかの条件を設けた研修制度を設定する。社会保障への貢献を考慮し、間違った請求を未然に防止するためには、施術と請求の両方を管理可能にするために施術所に必ず必要な人員基準である「施術管理者」という立場をさらに一段向上させ、卒後研修と③④への波及効果の実現を目指すという方向転換が必要になるだろう。

⑤「算定基準」、⑥「審査基準の明確化」& ⑦「審査体制の強化」

⑤は請求自体の可否を判断し、⑥は請求された申請書の内容の是非を査定する。つまり、この二つの項目は入口と出口といった表裏一体の関係と言える。

この二つへの対応は、政府が厚労省の社会保障審議会に「柔整療養費検討専門委員会」を設置し、そこで柔道整復療養費の今後のあり方についての検討を進めるため、受領委託払い制度自体を見直すことになる。そして、全国でのバラツキ防止を含めた「全国統一審査基準作成」ができれば、その延長線上で必ず⑦に繋がる。つまり、これら3つはそれぞれ別のものであっても、連動する仕組みに組み立てることで、全体の歯車が見事に一致して機能するものになる。(右イメージ図参照→)

以上の7つの問題への対処法をまとめると、おおよそ大きく二つの柱ができる。一つは、業界の入口となる「研修制度の確立」であり、もう一つは、請求書を管理する審査・支払に関する出口部分に当たる「全国統一審査基準の作成」である。そして、その二つをしっかりと含めた、まったく新しい柔道整復療養費の「受領委託払い制度」を創り上げる必要がある。

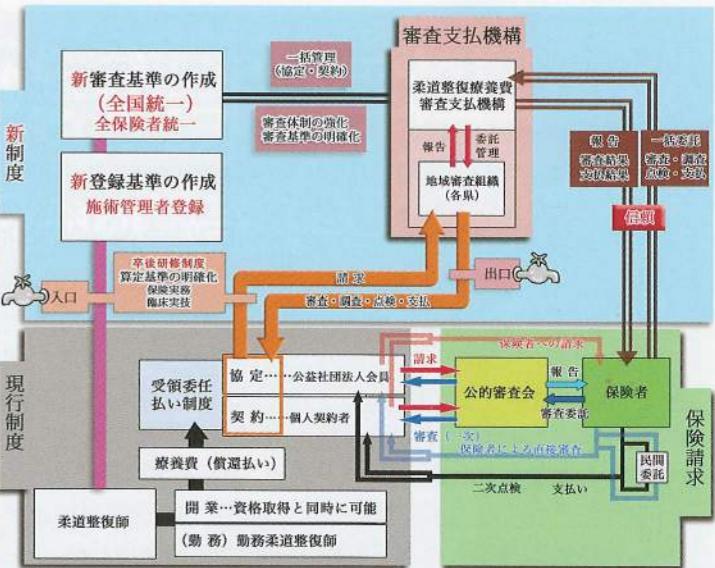
■ 1. 受領委託払い制度の見直し

東日本大震災後の日本に於いて、自分の利益のためではなく、社会や地域の人達のためという「公益」や「利他」という考え方方が、「縛」という言葉に集約され、その思いが非常に強まっている。ただ自分の利益のみを追求する営利主義は、今や収益を最重視する企業体ですら避ける傾向にある。それは、皆の利益を無視した利己的で強欲な振る舞いが「社会悪」と見なされ、社会の目が厳しく監視し、企業活動にも何らかのダメージを受けるため、強欲・強引な経営が許されない環境にあるからだ。こうした国民ニーズの流れに逆らうことなく、柔整に通院する国民のための「受領委託払い制度」を、確実に未来将来に繋げるためには、公益社団の「協定」を残して個人の「契約」を廃止するというような一方的な方法での解決など到底できない。社団への加入を強制せず、個人契約でいることをまったく否定しない。しかし、個人契約でいることで公益的な管理から逃れ、ルールを守らない者が得をするようなシステムはもう許さない。受領委託を使うからには、社団も個人も関係ない。ただ同一の基準を満たす必要があるだけだ。つまり、すべての柔道整復師を対象に、国民や地域の人達のためになる「新たな共通の線」を引き、その中に残れる柔道整復師だけを残し、はみ出してしまう者は中に入るように指導し、どうしてもルールを守らない者には、厳しく対応するということだ。とはいえ、まったく新しい方向性を嫌がる厚労省が、自ら率先して動かないことは自明のこと。柔整業界が自主的に強い意志で動き出さなければ、改革の歯車は錆び付いて動かなくなってしまうだろう。

厚労省は、既に「柔道整復療養費検討専門委員会」を設置し、そこで受領委託払い制度の見直しをすることを決定している。過去3回の委員会の会議では、いずれも料金改定に終始したが、ここからが本番となる。

■ 2. 全国統一審査基準作成

また、統一した筈の請求用紙ひとつをとっても、協定と契約では微妙に異なり、各請求代行業者間でも不揃いな点がある。そして、柔整療養費公的審査会の「審査基準」や「体制」さえも、都道府県ごとに多少のバラツキがあることも解っている。さらに加えれば、公的審査会を通さない組合健保や共済保険の場合では、柔整師からそれぞれの健保組合に直接請求し、直接審査を受けているが、そこには保険者の数だけの独自の審査基準があるに等しく、そのバラツキを是正するのは保険者同士でもほぼ困難である。そうした不揃いの審査基準は、当然ながら柔整側にとっても障害となる。さらには、行き過ぎた調査・点検による患者さんの受診抑制をも解消したい柔整、総額削減で赤字を解消したい保険者、それから導かれる結果は、必ず社会保障費の大幅な削減にも繋がる。つまり、この全国統一審査基準を創ることは、柔整業界だけでなく、厚労省にとっても、保険者にとっても十分に魅力的なモノなのだ。しかし、実際の作業を進める上では、全国統一の審査基準となる新たな「線」をどのあたりに引くのかが一番の焦点になる筈だ。そして、業界内だけでなく保険者も納得できる「落とし所」を見極めるためには、「どうすれば・どこに・どれだけの影響が出るのか」といった実務上の数値的な合意点の模索が必要になる。それを可能にするには、莫大なデータとその分析が必要になるが、残念なことに厚労省も保険者も柔整療養費推計以外に業界の請求に関する詳細データを保有または共有していない状況だ。現状では、模索も管理も一括にできることによるデメリットばかりが目立っている。このうえは、柔整療養費に関わる三者(請求者=柔整/支払者=保険者/管理者=厚労省)のそれぞれにメリットをもたらす新たな統一基準を何としても創り、それによる審査を一刻も早く実現させることで、柔整業界自身の



ためにならない明らかな無駄や不正を確実に削減しなければならない。そうすることで、さらに良い効果が生まれる。それは、この仕組みが動き出して、保険者悲願の「総額削減」が実現されれば、それを実現させたことへの信頼を背景にして、最終的に保険者の支払い部分での委託を取り付けて、「審査支払機構(支払基金)」的な組織の創設にまで繋げることが可能になる。そうなれば、自転車操業的な零細接骨院にとって、円滑な支払体制のバックアップを受けられる環境が整うことになる。日本中のどこでも全く同じに統一された、算定基準・審査基準で運用される柔整療養費の一括管理体制が確立すれば、メディアで散々に批判してきた「ズルをした者が得をする」ような仕組みは姿を消す。そして、「真面目にしている者が損をせざる」、正しく評価され、健全に業務を運営可能な報われる仕組みを創れることになる。これからの日本社会は、無駄を省き、公平で効率的な税の再分配を目指している。柔整が進む道の先にも、この方向にのみ明るい光が差し込んでいるのだ。

■ 3. 卒後臨床研修制度の確立

現行の柔整養成校のカリキュラム構成上、学生時代には実際に患者に触れる現場での経験が殆どないことから、臨床経験を積む実技向上のための研修が資格取得後に必要になることは、これまでにも多方面から指摘されてきた。本来、人の体に触れて怪我を治す柔道整復師には、医療に関わる業界人として、技術面での高い熟成度が求められる。さらに、現在の柔整業界の安定を乱す間違った請求等を防止するための取り組みとしては、学生のうちに保険請求実務や医療に携わる者としてのモラル等、業界内の事情等についてもしっかりと教育すべきだが、現在びっしり詰め込まれたカリキュラム構成に新たな内容を追加するのは非常に困難である。やはり「卒後(資格取得後)研修」がどうしても必要なのだ。

しかし、いくら業界側で卒後研修の仕組みを自主的に作っても、受講しなくとも何ら罰則がなかったため、これまで殆ど受講率が上がらなかった。この仕組みを機能させるためには、受講せずにはいられなくなるような何らかの工夫を施すしかない。例えば、数年間の保険請求



実務等の研修を修了した者のみに受領委任の取り扱いが許されるといった新たな認定資格を与え、その認定者の配置を施術所の開設時の人員基準として義務付ける。そうなれば、たとえ柔道整復師の国家資格取得後すぐに開業はできたとしても、受領委任の取り扱いができないことになる。雇われ院長であっても、そこで保険請求をする以上、この認定資格を得ていなければ施術所での保険請求ができなくなり、卒後“認定”研修を受けざるを得ないことになる。しかし、ただ研修を受けさせるのが目的ではない。真の目的は、卒後“認定”研修の内容に保険請求実務・モラル・柔道整復実技等、現行の養成段階での不足分をしっかりと組み込み、間違った請求を未然に防止すること、そして日本の社会保障費の削減に貢献できる新たな仕組みを、この柔道整復業界に創ることにある。それが柔道整復師と受領委任を国民のために残せる最良の手段だと思う。仕組みが完成した暁には、研修の対象者については、既に開業後であっても、資格取得後数年間の遡及的な対応を行う必要があるとも考える。

■次世代へ繋げるために 柔整が担うべきもの

本当に便利な物を知った時に、他人に教えずに黙っているのは、悲しいほど利己的である。そして、その便利さを人に知らせたいと思ったなら、「大したモノではありませんが…」等と謙遜する必要はない。正直に伝えるべきだ。例えば電気店の店員が電化製品を勧める時に「この製品は機能も少なくて、性能も使い勝手も悪いですが、もしもよかったです買って下さい」などと言ったら、貴方はその製品を買うだろうか？たぶん買わない筈だ。人にモノを勧めるからには、どこが優れていて、買う人達のためになるのかを明確に知らせる必要がある。店員だから物を「売る」のではなく、製品を求めている人に「正しい情報を与える」ために販売員はこの世に存在している。不親切さ、失礼さに加え、不正確な情報しか持たなければ、顧客は二度とその店で買うことはないだろう。

では、地域で開業する柔道整復師に住民達は何を望むのだろうか？それは、怪我をした体を治してくれること、ただそれだけだろうか。身の回りの些細なことでも相談でき、多方面の情報を持ち、専門的なさまざまアドバイスが得られるだけでなく、時に専門外の症状には、戸惑うことなく他の専門医や総合的な医療施設を紹介できるようなネットワークをもった柔道整復師が望まれているのではないだろうか。そして、それを実現するために必要なものが「情報」と、それをもたらす「他者とのつながり」であり、真実を知ろうとする各々の「探求心・向上心」ではないかと思う。さらに、柔道整復師は怪我を治せる手技と知識で、ただ患者さんが傷めた怪我を治すだけでなく、施術を通じて、患者さんの心までをも癒し、もう一度、日々の生活に向き合う気持ちと、何か一つの温かさを与えることができるとしたら、この仕事は、もはや我々柔道整復師のためだけのものではない、と言っても良いのではないか。そして、我々が本当

実現主義！確実に決定し、確実に実行する仕組みを構築！

組織	構成	主な活動・役割
日整顧問団 世話人会	相談役 3名 幹事 2名 世話人 7名	料金改定や制度問題等を 必要に応じ検討 (随時開催)
日整顧問団会	日整顧問議員 41名	厚労省担当官を交えて 勉強会の開催 (3~4回程度/年)
全国都道府県 推薦議員会	各都道府県連盟から 推薦された国会議員 320名	全国的な政策研究会の開催 「全国都道府県推薦議員会議」 (1~2回程度/年)

全国都道府県推薦議員会のコンセプト

320名の推薦議員と、各地の問題点を解決するための情報共有をより強力に支援する会として、有意義な連携を実施する。

に残したいと思っているのは、実は柔道整復という職業ではない。その仕事を通じて、地域に住む多くの人達が怪我をした時、訳も解らずに痛みがある時、そして、やがて老いていく中で、少しでもその痛みを和らげ、動けることや健康でいられることに喜びを感じられるようにしてあげられる、この“技術”なのだ。それを末永く日本の各地域に残したいのだ。そして、もしもそれが社会から広く求められるのなら、我々は天職に就けたと心から喜べるに違いない。

改革に向けて、厳しい現実と向き合うためには、膨大なデータを集め、それを組み合わせて理論立て、目的に向かって突き進む**強い意志と実行力**が必要になる。そして、次世代にもこの柔道整復の技術を残すためには、何としてもそれを国民や地域住民のために活かせる「仕組み」や「制度」が必要になる。その時、柔道整復師の業界がバラバラになっていて良いことなど一つもない。昭和63年以降、現実に業界を支える受領委任払い制度が不揃いとなっている現状で、一瞬にして全ての立場の柔整師を同じ視点に揃えるのは難しいかも知れない。しかし、国が進めようとする改革の方向性に対して、国民のために作られた受領委任払い制度を、もう一度、今の時代にあったものに変えねばならない。それには、柔道整復師という同じ資格を持つ者同士が、同じ方向を向く必要があるのは確かである。日本柔道整復師連盟では、目的を達成すべく、既に強力な顧問団世話人会、顧問議員団だけでなく、320名を越える全国都道府県推薦議員を結集させた。生き残りを懸けた取り組みは、既に始まっている。この制度を利用するすべての柔道整復師が大同団結し、協力体制を整える必要がある。そして、我々は大きな夢と目的達成に向けて、ただ効率と結果だけを重んじるのではなく、人間として本当に大切なものを見失うことなく、家族や隣人を思いやり、分かち合える心を持ち続けねばならない。流れゆく激動の時代の中で、我々がこの技術を手にして、なぜ生かされているのかを忘れ、独欲に溺れた時、隣人も我々のことを忘れ去るに違いない。我々の長い歴史は、常に地域住民と共にあった。そこが柔道整復の原点なのだ。柔道の活法から、日本で生まれた「手当て」という医療の技。1300年前より脈々と受け継ぎ、人を思いやる心によってその手技を昇華し続けてきた。そして今こそ、地域の人達のためになる新しい仕組みと制度を、我々柔道整復師自らが創り上げ、次の時代へと繋がなければならない。